

宛名、公印等省略

「原子力発電環境整備機構による文献調査の実施についての御理解と御協力について」の申し入れ受諾について

神恵内村では、商工会からの誘致請願が提出されたことを受けて、村議会本会議や総務経済常任委員会、村内地区住民説明会などで高レベル放射性廃棄物の最終処分について議論をしてきました。その議論を踏まえ、令和2年10月8日、村議会本会議で誘致請願が採択されたところであります。

村議会での決定を受け止めて、20201008資第2号をもって申し入れいただきました件については、下記事項を遵守していただくことを認識したうえで、その趣旨に賛同し、受諾いたします。

記

1. 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号。）第4条第5項に規定されている、「当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重」する条文を踏まえ、経済産業大臣として、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行わないこと。
2. 文献調査の進捗状況や最終処分の技術的、学術的な問題や安全性等について、科学的な根拠を明確にし、地域住民に対し正しい情報を提供するとともに、事業推進の賛否に片寄らない中庸な対話活動の徹底を図ること。
3. 文献調査の受け入れに伴い、風評被害が発生することがないように、国が責任を持って正しい情報の発信などの対策を行うこと。